収入

印紙

不動産売買契約書(A)

売主	と買主	は後記表示物件について
٦	下記条項により不動産売買	買契約を締結した。
売買物件の表示	₹	
本物件の面積は、	土地及び建物のいずれも、	この契約を締結した
登記記録に記載	されている面積とする。	
売買価格		
本物件の売買値	西格を 金	円也 とする。
1		
2	うち消費	
3.		
売買価格の授受	きについて	
1. 買主は契約の	- 締結時に手付金として、金 ₋	円也を売主に支払う。
2. 残金	 円也を年	 月日までに支払うものとする。
・ 所有権移転の	時期・手続き	
1. 所有権移転の	時期は売買代金完済後に、	売主から買主に移転する。
	売買物件の表示 本物件の録に記載 売買価格の売品で 1. 2. 3. 一	下記条項により不動産売買 売買物件の表示 本物件の面積は、土地及び建物のいずれも、 登記記録に記載されている面積とする。 売買価格 本物件の売買価格を 金 1 2 うち消費

2. 売主は売買代金全額の受領と引換えに、本物件の所有移転登記に

物件保全に関する一切の責任を負うものとする。

3. 売主は買主に対して隣地境界の確認、その他該当物件受渡しまでの

必要な書類を買主に交付する。

第5条 担保責任・不可抗力による侵害の負担

- 1. 売主は本売買物件に関する抵当権、質権、先取特権及び賃借権などその他形式を問わず、本物件の一切の負担を自己の費用で受渡し期日までに除去すること。
- 2. 売主、買主いずれの責任にもならない事態が生じ、契約ができなくなった場合買主はこの契約を解除することができる。この場合売主は受領した手付金売買代金すべてを買主に返却する。

第6条 収益及び負担の帰属

- 1. 本売買物件に関する公租、公課その他の賦課金経費並びに 収益の権利義務は売買物件引渡しのときを境とし、 日割り精算するものとする。
- 2. 本物件の売渡しに要する書類作成費用等は売主の負担とし、 所有権移転登記に要する費用は買主の負担とする。

第7条 契約解除・違約金について

- 1. 当事者の一方が本契約に違背したときはその相手方はこの契約を解除することができる。
- 2. 買主の違約により契約を解除された場合は手付金は売主の 取得となり、買主はその返還を要求することはできない。 売主の違約により契約を解除されたときは、売主は受領してある 手付金に違約金の不足額を付加し買主に返還、支払うものとする。

第8条 仲介人の報酬

売主買主双方より本契約締結と同時に仲介人へ規定の手数料の 半額を支払い、取引完了時残額を支払うものとする。